

## 原子力等防災計画 新旧対照表



原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) 法令等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原災法</td> <td>原子力災害対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>原子炉等規制法</td> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</td> </tr> <tr> <td>放射線障害防止法</td> <td>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品規則</td> <td>放射性医薬品の製造及び取扱規則</td> </tr> <tr> <td>検査技士法</td> <td>臨床検査技士、衛生検査技士等に関する法律</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）</td> </tr> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等取扱事業所</td> <td>放射線障害防止法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品使用施設</td> <td>薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設</td> </tr> <tr> <td>放射性物質取扱施設</td> <td>原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td>原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）</td> </tr> <tr> <td>特定事象</td> <td>原災法第10条1項に定める事象</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態</td> <td>原災法第2条第1項二に定める事態</td> </tr> <tr> <td>管理区域</td> <td>放射線障害防止法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	原災法	原子力災害対策特別措置法	原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則	検査技士法	臨床検査技士、衛生検査技士等に関する法律	用 語	意 味	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	放射性同位元素等取扱事業所	放射線障害防止法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所	放射性医薬品使用施設	薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設	放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設	原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）	特定事象	原災法第10条1項に定める事象	原子力緊急事態	原災法第2条第1項二に定める事態	管理区域	放射線障害防止法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) 法令等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原災法</td> <td>原子力災害対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>原子炉等規制法</td> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等規制法</td> <td>放射性同位元素等の規制に関する法律</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品規則</td> <td>放射性医薬品の製造及び取扱規則</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師法</td> <td>臨床検査技師等に関する法律</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）</td> </tr> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等取扱事業所</td> <td>放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品使用施設</td> <td>薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設</td> </tr> <tr> <td>放射性物質取扱施設</td> <td>原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td>原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）</td> </tr> <tr> <td>特定事象</td> <td>原災法第10条1項に定める事象</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態</td> <td>原災法第2条第1項二に定める事態</td> </tr> <tr> <td>管理区域</td> <td>放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	原災法	原子力災害対策特別措置法	原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律	放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則	臨床検査技師法	臨床検査技師等に関する法律	用 語	意 味	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所	放射性医薬品使用施設	薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設	放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設	原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）	特定事象	原災法第10条1項に定める事象	原子力緊急事態	原災法第2条第1項二に定める事態	管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。
用 語	意 味																																																																
原災法	原子力災害対策特別措置法																																																																
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律																																																																
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律																																																																
放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則																																																																
検査技士法	臨床検査技士、衛生検査技士等に関する法律																																																																
用 語	意 味																																																																
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）																																																																
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																																																
放射性同位元素等取扱事業所	放射線障害防止法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所																																																																
放射性医薬品使用施設	薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設																																																																
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設																																																																
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）																																																																
特定事象	原災法第10条1項に定める事象																																																																
原子力緊急事態	原災法第2条第1項二に定める事態																																																																
管理区域	放射線障害防止法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。																																																																
用 語	意 味																																																																
原災法	原子力災害対策特別措置法																																																																
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律																																																																
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律																																																																
放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則																																																																
臨床検査技師法	臨床検査技師等に関する法律																																																																
用 語	意 味																																																																
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）																																																																
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																																																
放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所																																																																
放射性医薬品使用施設	薬事法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設																																																																
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設																																																																
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）																																																																
特定事象	原災法第10条1項に定める事象																																																																
原子力緊急事態	原災法第2条第1項二に定める事態																																																																
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。																																																																

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
(3) 放射性物質等			(3) 放射性物質等		
	用 語	根拠法令	法令に記載されている名称		
放 射 性 物 質	核燃料物質等	核	核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物		
	放射性同位元 素	障	放射性同位元素、放射性同位元素装備機器		
		医	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装 備診療機器		
	放射性医薬品	医	診療用放射性同位元素		
		薬	放射性医薬品		
		検	検体検査用放射性同位元素		
	放射性汚染物	障	放射性同位元素で汚染された物		
放射線発生装置	障	放射線発生装置			
	医	診療用高エネルギー放射線発生装置、エックス線装置			
※「核」原子炉等規制法、「障」放射線障害防止法、「医」医療法施行規則、「薬」放射性医薬品規則、「検」検査技士法					
3～6 (略)					
	用 語	根拠法令	法令に記載されている名称		
放 射 性 物 質	核燃料物質等	核	核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物		
	放射性同位元 素	同	放射性同位元素、放射性同位元素装備機器		
		医	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装 備診療機器		
	放射性医薬品	医	診療用放射性同位元素		
		薬	放射性医薬品		
		臨	検体検査用放射性同位元素		
	放射性汚染物	同	放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染 された物		
放射線発生装置	同	放射線発生装置			
	医	診療用高エネルギー放射線発生装置、エックス線装置			
※「核」原子炉等規制法、「同」放射性同位元素等規制法、「医」医療法施行規則、「薬」放射性医薬品規則、「臨」臨床検査技師法					
3～6 (略)					

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td></td> <td>対象原子力災害等発生時における医療救護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(兵庫県支部)</td> <td></td> <td>1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 救援物資の配分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関 阪神高速道路(株)(神戸管理部)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (一社)神戸すまいまちづくり公社</p>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護		日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 救援物資の配分		<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td></td> <td>対象原子力災害等発生時における医療救護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(兵庫県支部)</td> <td></td> <td>1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関 阪神高速道路(株)(<u>管理本部神戸管理・保全部</u>)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (一財)神戸すまいまちづくり公社</p>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護		日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分																	
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護																																							
日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 救援物資の配分																																							
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護																																							
日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分																																							
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>表 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類の</th> <th>重点区域の目安(半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉</td> <td>概ね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">試験研究用等原子炉施設</td> <td>10MW&lt;熱出力≤100MW</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>2MW&lt;熱出力≤10MW</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>熱出力≤2MW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウラン加工施設</td> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類の	重点区域の目安(半径)	実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)	試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km	2MW<熱出力≤10MW	500m	熱出力≤2MW	—	ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m	濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満	—	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類の</th> <th>重点区域の目安(半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設</td> <td>概ね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">試験研究用等原子炉施設</td> <td>10MW&lt;熱出力≤100MW</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>2MW&lt;熱出力≤10MW</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>熱出力≤2MW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウラン加工施設</td> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類の	重点区域の目安(半径)	発電用原子炉施設	概ね5km 又は30km (※1参照)	試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km	2MW<熱出力≤10MW	500m	熱出力≤2MW	—	ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—
施設の種類の	重点区域の目安(半径)																																								
実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)																																								
試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km																																							
	2MW<熱出力≤10MW	500m																																							
	熱出力≤2MW	—																																							
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km																																							
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km																																							
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m																																							
濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満	—																																								
施設の種類の	重点区域の目安(半径)																																								
発電用原子炉施設	概ね5km 又は30km (※1参照)																																								
試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km																																							
	2MW<熱出力≤10MW	500m																																							
	熱出力≤2MW	—																																							
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km																																							
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km																																							
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m																																							
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—																																							

原子力等防災計画

現 行							
※1 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域							
区域	重点区域の目安 (半径)	定義					
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域					
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域					
※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、実用発電用原子炉と同様とする。							
○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況 <span style="float: right;">(平成28年3月現在)</span>							
設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kw)	重点区域 (半径)	県境からの距離	
関西電力(株)	高浜発電所	1号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
		2号機	"	"	82.6		
		3号機	"	"	87.0		
		4号機	"	"	87.0		
	大飯発電所	1号機	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	30km	約52km
		2号機	"	"	117.5		
		3号機	"	"	118.0		
		4号機	"	"	118.0		
	美浜発電所	1号機	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	30km	約82km
		2号機	"	"	50.0		
		3号機	"	"	82.6		
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	1号機	福井県敦賀市	BWR	35.7	30km
2号機			"	"	116.0		
PWR: 加圧水型軽水炉 BWR: 沸騰水型軽水炉							

修 正 案							
※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域							
区域	重点区域の目安 (半径)	定義					
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域					
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域					
※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、発電用原子炉施設と同様とする。							
○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況 <span style="float: right;">(平成31年3月現在)</span>							
設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kw)	重点区域 (半径)	県境からの距離	
関西電力(株)	高浜発電所	1号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
		2号機	"	"	82.6	"	"
		3号機	"	"	87.0	"	"
		4号機	"	"	87.0	"	"
	大飯発電所	1号機	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	30km	約52km
		2号機	"	"	117.5	"	"
		3号機	"	"	118.0	"	"
		4号機	"	"	118.0	"	"
	美浜発電所	1号機(廃)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約82km
		2号機(廃)	"	"	50.0	"	"
		3号機	"	"	82.6	30km	"
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	1号機(廃)	福井県敦賀市	BWR	35.7	5km
2号機			"	"	116.0	30km	"
(廃): 廃止措置中 PWR: 加圧水型軽水炉 BWR: 沸騰水型軽水炉							

# 原子力等防災計画

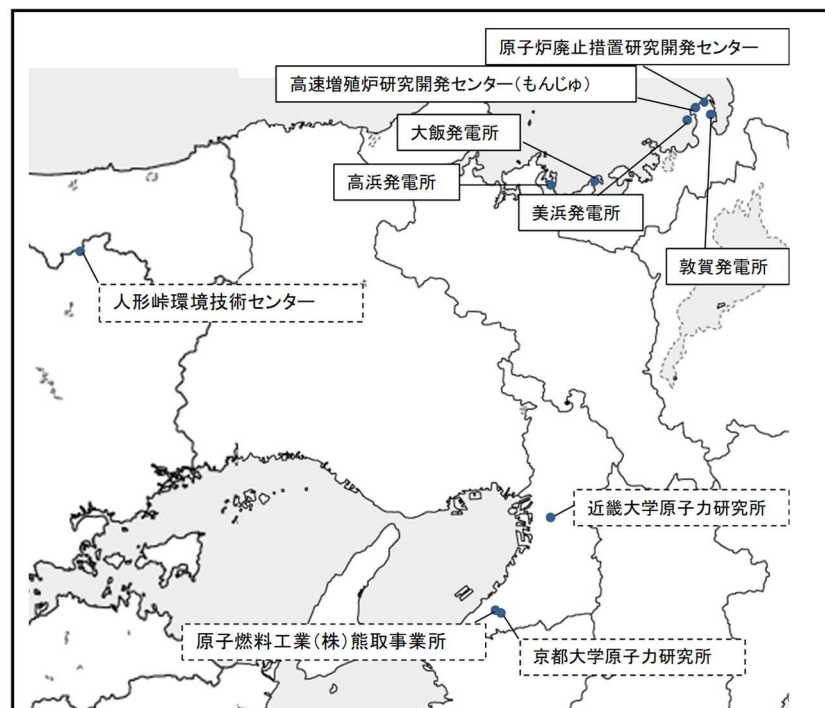
## 現 行

○ 兵庫県周辺における原子炉施設の立地状況 (平成29年4月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの 距離
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市	ATR	16.5 (廃止措置中)	5km	約90km

FBR: 高速増殖炉 ATR: 新型転換炉

【兵庫県周辺の原子力施設】



(2) (略)

2 (略)

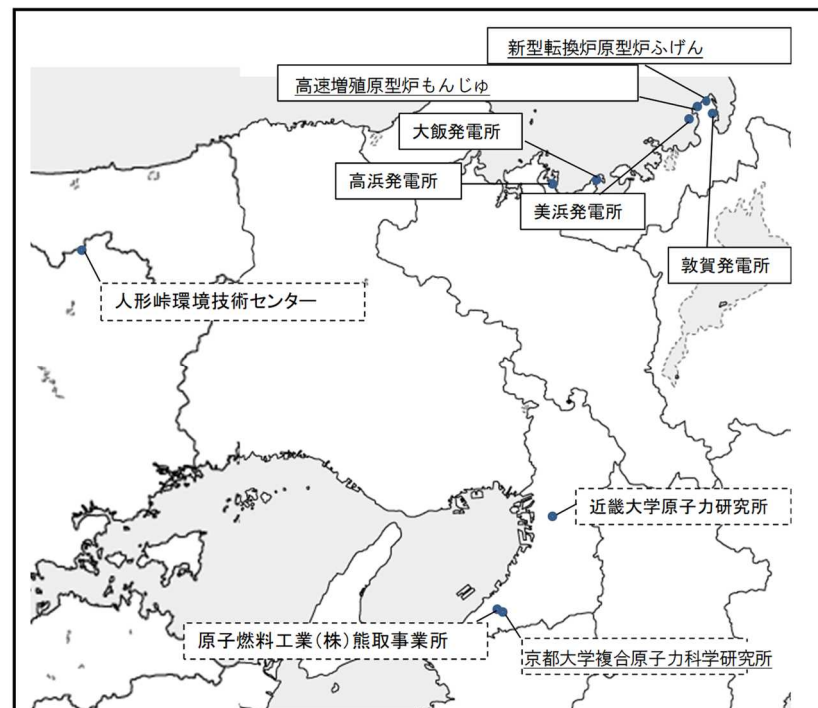
## 修 正 案

○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況 (平成31年3月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの 距離
国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	高速増殖炉もんじゅ(廃)	福井県敦賀市	FB R	28.0	30km	約87k m
	新型転換炉原型炉ふげん(廃)	福井県敦賀市	AT R	16.5	5km	約90km

(廃): 廃止措置中 FBR: 高速増殖炉 ATR: 新型転換炉

【兵庫県周辺の原子力施設】



(2) (略)

2 (略)

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>3 放射性物質を取扱施設</b></p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 放射性同位元素等取扱事業所</p> <p>342事業所が所在している（原子力規制庁、H27.3.31現在）。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関</th> <th>研究機関</th> <th>教育機関</th> <th>民間機関</th> <th>その他機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">342</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td>たつの市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>養父市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>神河町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td>赤穂市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>丹波市</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>市川町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td>西脇市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>南あわじ市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>福崎町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>宝塚市</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>朝来市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>太子町</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td>三木市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>淡路市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>上郡町</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>高砂市</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td>宍粟市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>佐用町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>川西市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>加東市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>香美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td>小野市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>猪名川町</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>新温泉町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>三田市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>多可町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡市</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>加西市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>稲美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td>篠山市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>播磨町</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>57施設が所在している（アイソトープ等流通統計、H26。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p>	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	50	17	15	220	40	342	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	109	たつの市	2	養父市	1	神河町	0	姫路市	30	赤穂市	5	丹波市	6	市川町	1	尼崎市	23	西脇市	2	南あわじ市	0	福崎町	1	明石市	10	宝塚市	11	朝来市	2	太子町	7	西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	5	洲本市	4	高砂市	13	宍粟市	3	佐用町	0	芦屋市	3	川西市	4	加東市	3	香美町	0	伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	3	新温泉町	0	相生市	3	三田市	4	多可町	0			豊岡市	8	加西市	4	稲美町	0			加古川市	20	篠山市	0	播磨町	5			<p><b>3 放射性物質を取扱施設</b></p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 放射性同位元素等取扱事業所</p> <p>337事業所が所在している（原子力規制庁、H30.3.31現在）。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関</th> <th>研究機関</th> <th>教育機関</th> <th>民間機関</th> <th>その他機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">214</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">337</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td>たつの市</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>養父市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>神河町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td>赤穂市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>丹波市</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>市川町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td>西脇市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>南あわじ市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>福崎町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td>宝塚市</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>朝来市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>太子町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td>三木市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>淡路市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>上郡町</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>高砂市</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td>宍粟市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>佐用町</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>川西市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>加東市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>香美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td>小野市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>猪名川町</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>新温泉町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>三田市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>多可町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡市</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>加西市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>稲美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td>丹波篠山市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>播磨町</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>57施設が所在している（アイソトープ等流通統計、H30。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p>	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	52	15	16	214	40	337	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	103	たつの市	7	養父市	1	神河町	0	姫路市	32	赤穂市	5	丹波市	8	市川町	1	尼崎市	28	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1	明石市	12	宝塚市	11	朝来市	2	太子町	0	西宮市	19	三木市	1	淡路市	0	上郡町	3	洲本市	4	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	3	芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0	伊丹市	18	小野市	2	猪名川町	2	新温泉町	0	相生市	4	三田市	3	多可町	0			豊岡市	7	加西市	5	稲美町	0			加古川市	22	丹波篠山市	1	播磨町	7		
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																				
50	17	15	220	40	342																																																																																																																																																																																																																				
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																		
神戸市	109	たつの市	2	養父市	1	神河町	0																																																																																																																																																																																																																		
姫路市	30	赤穂市	5	丹波市	6	市川町	1																																																																																																																																																																																																																		
尼崎市	23	西脇市	2	南あわじ市	0	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																		
明石市	10	宝塚市	11	朝来市	2	太子町	7																																																																																																																																																																																																																		
西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	5																																																																																																																																																																																																																		
洲本市	4	高砂市	13	宍粟市	3	佐用町	0																																																																																																																																																																																																																		
芦屋市	3	川西市	4	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																		
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	3	新温泉町	0																																																																																																																																																																																																																		
相生市	3	三田市	4	多可町	0																																																																																																																																																																																																																				
豊岡市	8	加西市	4	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																				
加古川市	20	篠山市	0	播磨町	5																																																																																																																																																																																																																				
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																				
52	15	16	214	40	337																																																																																																																																																																																																																				
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																		
神戸市	103	たつの市	7	養父市	1	神河町	0																																																																																																																																																																																																																		
姫路市	32	赤穂市	5	丹波市	8	市川町	1																																																																																																																																																																																																																		
尼崎市	28	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																		
明石市	12	宝塚市	11	朝来市	2	太子町	0																																																																																																																																																																																																																		
西宮市	19	三木市	1	淡路市	0	上郡町	3																																																																																																																																																																																																																		
洲本市	4	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	3																																																																																																																																																																																																																		
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																		
伊丹市	18	小野市	2	猪名川町	2	新温泉町	0																																																																																																																																																																																																																		
相生市	4	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																				
豊岡市	7	加西市	5	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																				
加古川市	22	丹波篠山市	1	播磨町	7																																																																																																																																																																																																																				



原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																						
<p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。過去には従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年度 型別</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害の想定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">災害の発生場所</td> <td>放射性物質取扱施設</td> </tr> <tr> <td>災害の内容</td> <td>自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生</td> </tr> <tr> <td>災害の規模</td> <td>施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模</td> </tr> </table> <p>4 (略)</p>	年度 型別	21	22	23	24	25	26	計	紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	12	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	9	計	2	3	5	5	4	2	21	災害の発生場所	放射性物質取扱施設	災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生	災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模	<p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。過去には従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年度 型別</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害の想定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">災害の発生場所</td> <td>放射性物質取扱施設</td> </tr> <tr> <td>災害の内容</td> <td>自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等※の発生</td> </tr> <tr> <td>災害の規模</td> <td>施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模</td> </tr> </table> <p>※放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下、「被ばく傷病者等」という。）</p> <p>4 (略)</p>	年度 型別	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計	紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	17	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	11	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	29	災害の発生場所	放射性物質取扱施設	災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等※の発生	災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模
年度 型別	21	22	23	24	25	26	計																																																																																																																
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	12																																																																																																																
被ばく	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	9																																																																																																																
計	2	3	5	5	4	2	21																																																																																																																
災害の発生場所	放射性物質取扱施設																																																																																																																						
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生																																																																																																																						
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模																																																																																																																						
年度 型別	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計																																																																																																													
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	17																																																																																																													
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																													
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	11																																																																																																													
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1																																																																																																													
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	29																																																																																																													
災害の発生場所	放射性物質取扱施設																																																																																																																						
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等※の発生																																																																																																																						
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模																																																																																																																						

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、<u>放射線障害防止法</u>等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、県においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととし、その内容を明示する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 原子力事業者が行う対策</p> <p>〔参考〕</p> <p>1 原子力防災（予防対策）に係る主な法令</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>主な規定</th> <th>申請先等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射線障害防止法</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul> </td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>検査技士法</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul> </td> <td>知事、保健所設置市の長</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な規定	申請先等	<u>放射線障害防止法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul>	原子力規制委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul>		<u>検査技士法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul>	知事、保健所設置市の長	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、<u>放射性同位元素等規制法</u>等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、県においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととし、その内容を明示する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 原子力事業者が行う対策</p> <p>〔参考〕</p> <p>1 原子力防災（予防対策）に係る主な法令</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>主な規定</th> <th>申請先等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性同位元素等規制法</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul> </td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>臨床検査技師法</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul> </td> <td>知事、保健所設置市の長</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な規定	申請先等	<u>放射性同位元素等規制法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul>	原子力規制委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul>		<u>臨床検査技師法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul>	知事、保健所設置市の長
法令	主な規定	申請先等																							
<u>放射線障害防止法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul>	原子力規制委員会																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul>																								
<u>検査技士法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul>	知事、保健所設置市の長																							
法令	主な規定	申請先等																							
<u>放射性同位元素等規制法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可</li> <li>・放射性同位元素装備機器の設計承認 等</li> </ul>	原子力規制委員会																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱主任者の選任</li> <li>・放射線障害予防規定の届出</li> <li>・放射線及び汚染状況の測定 等</li> </ul>																								
<u>臨床検査技師法</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出</li> </ul>	知事、保健所設置市の長																							

原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
2 放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令				2 放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令			
	陸上輸送	海上輸送	航空輸送		陸上輸送	海上輸送	航空輸送
核燃料物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法</li> <li>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</li> <li>核燃料物質等車両運搬規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶安全法</li> <li>危険物船舶運送及び貯蔵規則</li> <li>船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示</li> <li>船舶による危険物の運送基準を定める告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法・同法施行規則</li> <li>航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示</li> </ul>	核燃料物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法</li> <li>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</li> <li>核燃料物質等車両運搬規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶安全法</li> <li>危険物船舶運送及び貯蔵規則</li> <li>船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示</li> <li>船舶による危険物の運送基準を定める告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法・同法施行規則</li> <li>航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示</li> </ul>
放射性同位元素等	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法・同法施行規則</li> <li>放射性同位元素等車両運搬規則</li> </ul>			放射性同位元素等	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等規制法・同法施行規則</li> <li>放射性同位元素等車両運搬規則</li> </ul>		
放射性医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法</li> <li>放射性医薬品の製造及び取扱規則</li> <li>放射性物質等の運搬に関する基準</li> </ul>			放射性医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法</li> <li>放射性医薬品の製造及び取扱規則</li> <li>放射性物質等の運搬に関する基準</li> </ul>		
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 災害広報体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部知事室、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕</p>				<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 災害広報体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕</p>			

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																												
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>(1) 平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線等モニタリングを実施することとする。</p> <p>(2) 緊急時のモニタリングの強化</p> <p>県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線等モニタリングの強化を行うこととする。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1) 機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線等モニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。</p> <p><b>【モニタリングポストの設置場所】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県健康生活科学研究所</td> <td>神戸市兵庫区</td> </tr> <tr> <td>尼崎総合庁舎</td> <td>尼崎市</td> </tr> <tr> <td>姫路総合庁舎</td> <td>姫路市</td> </tr> <tr> <td>豊岡総合庁舎</td> <td>豊岡市</td> </tr> <tr> <td>柏原総合庁舎</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本総合庁舎</td> <td>洲本市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	施設名	所在地	県健康生活科学研究所	神戸市兵庫区	尼崎総合庁舎	尼崎市	姫路総合庁舎	姫路市	豊岡総合庁舎	豊岡市	柏原総合庁舎	丹波市	洲本総合庁舎	洲本市	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>(1) 平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>(2) 緊急時のモニタリングの強化</p> <p>県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を行うこととする。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1) 機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。</p> <p><b>【モニタリングポストの設置場所】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立工業技術センター</td> <td>神戸市須磨区</td> </tr> <tr> <td>尼崎総合庁舎</td> <td>尼崎市</td> </tr> <tr> <td>姫路総合庁舎</td> <td>姫路市</td> </tr> <tr> <td>豊岡総合庁舎</td> <td>豊岡市</td> </tr> <tr> <td>柏原総合庁舎</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本総合庁舎</td> <td>洲本市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	施設名	所在地	県立工業技術センター	神戸市須磨区	尼崎総合庁舎	尼崎市	姫路総合庁舎	姫路市	豊岡総合庁舎	豊岡市	柏原総合庁舎	丹波市	洲本総合庁舎	洲本市
施設名	所在地																												
県健康生活科学研究所	神戸市兵庫区																												
尼崎総合庁舎	尼崎市																												
姫路総合庁舎	姫路市																												
豊岡総合庁舎	豊岡市																												
柏原総合庁舎	丹波市																												
洲本総合庁舎	洲本市																												
施設名	所在地																												
県立工業技術センター	神戸市須磨区																												
尼崎総合庁舎	尼崎市																												
姫路総合庁舎	姫路市																												
豊岡総合庁舎	豊岡市																												
柏原総合庁舎	丹波市																												
洲本総合庁舎	洲本市																												

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>87</td> <td>放射線測定器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>417</td> <td>電離箱式</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>880</td> <td>GM計数管式</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>うち中性子線測定可能なもの</td> <td>(27)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>0</td> <td>放射線測定器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>24</td> <td>電離箱式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>11</td> <td>GM計数管式</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>362</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>33</td> <td>GM計数管式</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>26</td> <td>シンチレーション式</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM計数管式表面汚染検査計</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 安定ヨウ素剤</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	87	放射線測定器		放射性ヨウ素対応吸収缶	417	電離箱式	22	ポケット線量計	880	GM計数管式	203	うち中性子線測定可能なもの	(27)	シンチレーション式	3			中性子線用	7	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	0	放射線測定器		放射性ヨウ素対応吸収缶	24	電離箱式	3	ポケット線量計	11	GM計数管式	2	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	362	表面汚染検査計		除染剤散布器	33	GM計数管式	100	除染シャワー	26	シンチレーション式	3	種 類	数量	GM計数管式表面汚染検査計	1	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>96</td> <td>放射線測定器 (空間線量計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>390</td> <td>電離箱式</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>903</td> <td>GM計数管式</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>うち中性子線測定可能なもの</td> <td>(2)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1)</td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>0</td> <td>放射線測定器 (空間線量計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>24</td> <td>電離箱式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>11</td> <td>GM計数管式</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>440</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>33</td> <td>GM計数管式</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>27</td> <td>シンチレーション式</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM計数管式表面汚染検査計</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>(2) (略)</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	96	放射線測定器 (空間線量計)		放射性ヨウ素対応吸収缶	390	電離箱式	27	ポケット線量計	903	GM計数管式	200	うち中性子線測定可能なもの	(2)	シンチレーション式	4		1)	中性子線用	7	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	0	放射線測定器 (空間線量計)		放射性ヨウ素対応吸収缶	24	電離箱式	3	ポケット線量計	11	GM計数管式	2	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	440	表面汚染検査計		除染剤散布器	33	GM計数管式	105	除染シャワー	27	シンチレーション式	2	種 類	数量	GM計数管式表面汚染検査計	1
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
放射線防護服	87	放射線測定器																																																																																																																							
放射性ヨウ素対応吸収缶	417	電離箱式	22																																																																																																																						
ポケット線量計	880	GM計数管式	203																																																																																																																						
うち中性子線測定可能なもの	(27)	シンチレーション式	3																																																																																																																						
		中性子線用	7																																																																																																																						
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
放射線防護服	0	放射線測定器																																																																																																																							
放射性ヨウ素対応吸収缶	24	電離箱式	3																																																																																																																						
ポケット線量計	11	GM計数管式	2																																																																																																																						
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
被除染者用簡易衣服	362	表面汚染検査計																																																																																																																							
除染剤散布器	33	GM計数管式	100																																																																																																																						
除染シャワー	26	シンチレーション式	3																																																																																																																						
種 類	数量																																																																																																																								
GM計数管式表面汚染検査計	1																																																																																																																								
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
放射線防護服	96	放射線測定器 (空間線量計)																																																																																																																							
放射性ヨウ素対応吸収缶	390	電離箱式	27																																																																																																																						
ポケット線量計	903	GM計数管式	200																																																																																																																						
うち中性子線測定可能なもの	(2)	シンチレーション式	4																																																																																																																						
	1)	中性子線用	7																																																																																																																						
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
放射線防護服	0	放射線測定器 (空間線量計)																																																																																																																							
放射性ヨウ素対応吸収缶	24	電離箱式	3																																																																																																																						
ポケット線量計	11	GM計数管式	2																																																																																																																						
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																																						
被除染者用簡易衣服	440	表面汚染検査計																																																																																																																							
除染剤散布器	33	GM計数管式	105																																																																																																																						
除染シャワー	27	シンチレーション式	2																																																																																																																						
種 類	数量																																																																																																																								
GM計数管式表面汚染検査計	1																																																																																																																								

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※は<u>一定の割合で発生する可能性が高い。</u></p> <p>UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。</p> <p>7～8 (略)</p>	<p><b>6 安定ヨウ素剤</b></p> <p>安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※が<u>発生する可能性はある。</u></p> <p>UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。</p> <p><u>なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。</u></p> <p>7～8 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
第2編 災害予防計画					第2編 災害予防計画				
第2章 応急対策への備えの充実					第2章 応急対策への備えの充実				
第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備					第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備				
第1 (略)					第1 (略)				
第2 内容					第2 内容				
1 想定される広域避難					1 想定される広域避難				
表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング					表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (平成30年4月1日現在、単位：人)				
避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)	地域	市町	避難元府県	避難元市町	対象人口	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	31,100	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	29,532	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	高浜町	11,000	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町		高浜町	10,471	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	おおい町	8,700	阪神北	伊丹市、川西市		おおい町	8,285	阪神北	伊丹市、川西市
	若狭町	16,100	北播磨 丹波	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 篠山市、丹波市		若狭町	15,024	北播磨 丹波	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 丹波篠山市、丹波市
京都府 5市2町	福知山市	600	西播磨	上郡町	京都府 5市2町	福知山市	464	西播磨	上郡町
	舞鶴市※	89,000	神戸市			舞鶴市※	66,673	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市				阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市				淡路	淡路市
	綾部市	9,300	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町		綾部市	8,265	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	20,300	東播磨	明石市、加古川市、高砂市		宮津市	18,206	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	4,200	淡路	洲本市、南あわじ市		南丹市	3,613	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	3,500	阪神南	芦屋市		京丹波町	2,996	阪神南	芦屋市
伊根町	1,600	東播磨	稲美町、播磨町	伊根町	1,419	東播磨	稲美町、播磨町		
				小計	63,312			小計	101,636
				合計	164,948			合計	164,948
※ 舞鶴市の一部は兵庫県以外への避難を想定している。					※ 舞鶴市の一部は徳島県への避難を想定している。				
2～4 (略)					2～4 (略)				

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門的情報の提供</p> <p>(1) 放射性物質や放射線に関する情報</p> <p>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 <u>放射線医学総合研究所</u></p> <p><u>(放射線医学研究開発部門)</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門的情報の提供</p> <p>(1) 放射性物質や放射線に関する情報</p> <p>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 <u>量子医学・医療部門</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p>



原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
<b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第1章 基本方針</b> 1 (略) 2 対応方針 (1) 原子力施設における事故等への対応 【緊急事態区分と主な対応】				<b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第1章 基本方針</b> 1 (略) 2 対応方針 (1) 原子力施設における事故等への対応 【緊急事態区分と主な対応】			
区 分	警戒事態 EAL (AL)	施設敷地緊急事態 EAL (SE)	全面緊急事態 EAL (GE)	区 分	警戒事態 EAL (AL) ※1	施設敷地緊急事態 EAL (SE) ※1	全面緊急事態 EAL (GE) ※1
基 準 例	・大地震 (立地道府県で震度6弱以上) ・立地道府県で大津波警報の発令	・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μSv/h) を超える放射線量を観測	・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μSv/h (2地点以上又は10分間以上継続)) を超える放射線量を観測	基 準 例	・大地震 (所在市町村で震度6弱以上) ・所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発令	・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μSv/h) を超える放射線量を観測	・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μSv/h (2地点以上又は10分間以上継続)) を超える放射線量を観測
事 態 の 状 況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象が発生し又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生 (原災法10条)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生 (原災法15条)	事 態 の 状 況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象が発生し又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生 (原災法10条)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生 (原災法15条)
措 置 の 概 要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	措 置 の 概 要	情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の防護措置の準備を開始。	PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始。安定ヨウ素剤の服用準備を実施。UPZ内において、屋内退避を準備を実施。	PAZ内において、住民の避難開始及び安定ヨウ素剤の服用を実施。UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施。
国 の 対 応	・事故警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催 ・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 ・関係府県・市町等からなる合同対策協議会を開催	国 の 対 応	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催 ・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 ・国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催
兵 庫 県 の 対 応	・災害警戒本部の設置	・PAZ住民の避難受入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ住民の避難受入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施	兵 庫 県 の 対 応	・災害警戒本部の設置	・PAZ住民の避難受入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ住民の避難受入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施
※(AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency 詳細は資料編を参照のこと。				※1 (AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency 詳細は資料編を参照のこと。			

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
(新設)	<p>※2 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</li> <li>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</li> <li>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</li> </ul> </li> </ul> <p>【緊急時の防護措置】</p> <p>(出典：平成29年10月25日策定「大飯地域の緊急時対応」)</p>

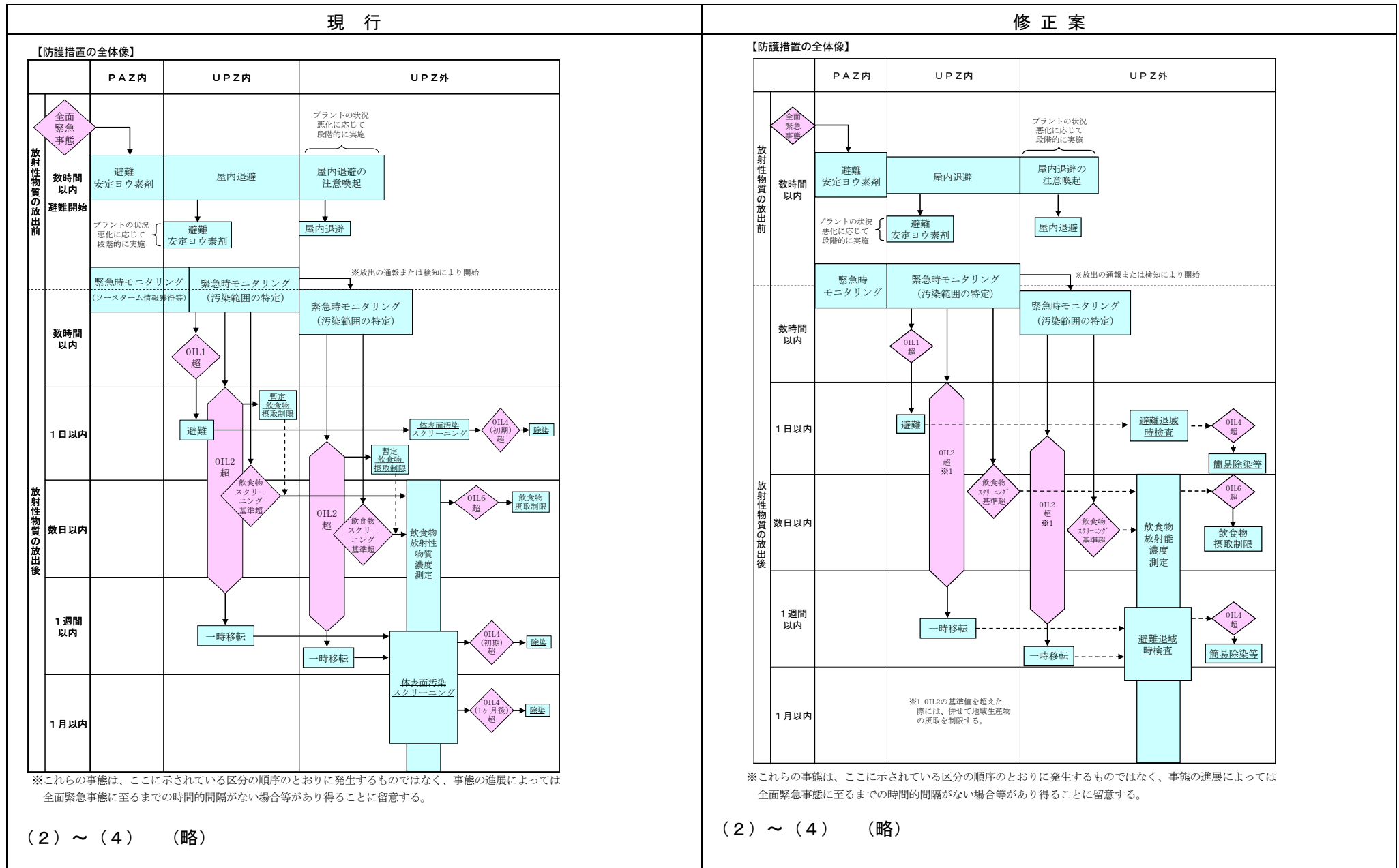
原子力等防災計画

現 行		修 正 案																																	
<p>イ 観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施 原子力施設から放射性物質が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている。</p> <p>【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】</p>		<p>イ 観測可能な指標に基づく緊急防護措置の実施 原子力施設から放射性物質が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急防護措置を実施することとされている。</p> <p>【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置 OIL1</td> <td rowspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td rowspan="2">500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td rowspan="2">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>β線：13,000cpm<sup>※4</sup>【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置 OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。			β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置 OIL1</td> <td rowspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td rowspan="2">500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td rowspan="2">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>β線：13,000cpm<sup>※4</sup>【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置 OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施			β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																
緊急防護措置 OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																
				OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。																												
		β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																	
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																
緊急防護措置 OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																
				OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施																												
		β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																	
<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3～※8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>放射性物質の放出後、<u>高い空間放射線率（OIL1）</u>が計測された地域においては、<u>被ばくの影響</u>をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民</p>		<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p><u>OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>※3～※8 (略)</p> <p>※9 <u>IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>放射性物質の放出後、<u>継続的に高い空間放射線率（OIL1）</u>が計測された地域においては、<u>地表面からの放射線等による被ばくの影響</u>をできる限り低減する観点</p>																																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>等について避難等の緊急防護措置を講じることとされている。また、それと比較して低い空間放射線率（O I L 2）が計測された地域においては、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置をとることとされている。</p>	<p>から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じることとされている。また、それと比較して低い空間放射線率（O I L 2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとされている。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じることとされている。さらに傾向摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量理湯に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p>
<p>UPZ外の区域に屋内避難の指示があった場合には、国が走行サーベイや航空機モニタリングによって広域的に空間放射線量率を測定し、UPZにおける対応と同様に、O I L 1 及びO I L 2 を超える地域については避難や一時移転を実施することとされている。</p>	<p>UPZ外の区域に屋内避難の指示があった場合には、国が走行サーベイや航空機モニタリングによって広域的に空間放射線量率を測定し、UPZにおける対応と同様に、O I L 1 及びO I L 2 を超える地域については避難や一時移転を実施することとされている。</p>
<p>また、空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準を超える地域については、1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについては摂取制限を実施することとされている。</p>	<p>また、空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準を超える地域については、1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについては摂取制限を実施することとされている。</p>
<p>【原子力施設からの距離とO I Lの関係】</p> <p>UPZ圏内 (5~30km)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>緊急防護措置【OIL1】</b> 500<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>数時間内を目途に区域を特定</li> <li>避難(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)の実施</li> </ul> </li> <li><b>早期防護措置【OIL2】</b> 20<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>1日内を目途に区域を特定</li> <li>対象地域の生産物の摂取を制限</li> <li>対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転</li> </ul> </li> <li><b>飲食物摂取制限【OIL6】</b> (飲食物に係るスクリーニング基準) 0.5<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</li> <li>1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施</li> <li>基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</li> </ul> </li> </ul> <p>UPZ圏外 30km~</p> <p>UPZ圏内と同じ</p> <p>(※)OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル 放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準 11</p>	<p>【原子力施設からの距離とO I Lの関係】</p> <p>UPZ内 概ね5km~30km</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>緊急防護措置【OIL1】</b> 500<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>数時間内を目途に区域を特定</li> <li>避難(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)の実施</li> </ul> </li> <li><b>早期防護措置【OIL2】</b> 20<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>1日内を目途に区域を特定</li> <li>対象地域の生産物の摂取を制限</li> <li>対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転</li> </ul> </li> <li><b>飲食物摂取制限【OIL6】</b> (飲食物に係るスクリーニング基準) 0.5<math>\mu</math>Sv/h超過             <ul style="list-style-type: none"> <li>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</li> <li>1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施</li> <li>基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</li> </ul> </li> </ul> <p>UPZ外 概ね30km~</p> <p>UPZ内と同じ</p> <p>(※)OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル 放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準 (出典：平成29年10月25日策定「大飯地域の緊急時対応」)</p>

原子力等防災計画



原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
<b>【応急対策に関する主な法令】</b>				<b>【応急対策に関する主な法令】</b>			
放射性同位元素	放射線障害防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出</li> </ul>	放射性同位元素使用者、運搬業者等	放射性同位元素	放射性同位元素等規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出</li> </ul>	放射性同位元素使用者、運搬業者等
	同法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用施設又は放射性輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防署への通報</li> <li>核燃料物質の安全な場所への移動</li> <li>避難の警告</li> <li>放射能汚染の拡大防止及び除去</li> <li>救出、避難等の緊急の措置</li> <li>その他放射線障害を防止するために必要な措置</li> </ul>			同法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用施設又は放射性輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防署への通報</li> <li>核燃料物質の安全な場所への移動</li> <li>避難の警告</li> <li>放射能汚染の拡大防止及び除去</li> <li>救出、避難等の緊急の措置</li> <li>その他放射線障害を防止するために必要な措置</li> </ul>	

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
3 災害応急対策の流れ					3 災害応急対策の流れ				
(1) 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合					(1) 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合				
事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町	事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
警戒事態 (警戒事象の発生)	・事象発生の通報	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 【PAZ】 ・避難困難者等の避難・屋内退避準備開始			警戒事態 (警戒事象の発生)	・事象発生の通報	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備 【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避準備開始		
施設敷地緊急事態 (特定事象の発生)	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 【PAZ】 ・避難困難者等の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始 【UPZ】 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ準備	施設敷地緊急事態 (特定事象の発生)	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始 【UPZ】 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ準備
全面緊急事態 (原子力緊急事態の発生)		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 【PAZ】 ・住民の避難開始 【UPZ】 ・屋内退避	・災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備	全面緊急事態 (原子力緊急事態の発生)		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 【PAZ】 ・住民の避難開始 【UPZ】 ・屋内退避	・災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備
		【UPZ外】 ・状況により屋内退避指示	【国の指示により】 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	【国の指示により】 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援			【UPZ外】 ・状況により屋内退避指示	【国の指示により】 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	【国の指示により】 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・OIL1超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難指示	・広域避難の受け入れ調整	【OIL1超地域】 ・避難指示	数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・OIL1超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難指示	・広域避難の受け入れ調整	【OIL1超地域】 ・避難指示
1日以内	・避難退域時検査支援	・OIL2超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難の実施	【OIL1超地域】 ・避難退域時検査実施 ・被ばく者の搬送 ・広域避難の調整	【OIL1超地域】 ・避難の実施	1日以内	・避難退域時検査支援	・OIL2超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難の実施	・広域避難の受け入れ調整	【OIL1超地域】 ・避難の実施
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定						【OIL1超地域】 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送	【OIL1超地域】 ・避難の実施

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	<b>【O I L 2 超地域】</b> ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援（輸送手段の手配等） ・ <u>広域避難の調整</u>	<b>【O I L 2 超地域】</b> ・一時移転の実施	数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
					1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	・ <u>広域避難の受け入れ調整</u> <b>【O I L 2 超地域】</b> ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援（輸送手段の手配等）	<b>【O I L 2 超地域】</b> ・一時移転の実施
応急対策の実施	・放射性物質による汚染の除去	<b>【必要に応じ】</b> ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	<b>【必要に応じ】</b> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	<b>【必要に応じ】</b> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・災害時要援護者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	応急対策の実施	・放射性物質による汚染の除去	<b>【必要に応じ】</b> ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	<b>【必要に応じ】</b> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	<b>【必要に応じ】</b> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・災害時要援護者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力



原子力等防災計画

現 行

(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国
事故等の発生	・事故等発生時の通報	→ 消防本部	→ 警察 → 災害対策センター	【核燃料物質の場合】原子力規制庁
	・緊急措置 ・立入制限区域設定 ・消火・延焼防止 ・救出 ・避難等の危険時の措置 ・緊急時モニタリング	・施設データの確認 ・消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質事故対策会議の開催
放射線検出	・放射線測定結果の報告	→ 消防本部	→ 警察 → 災害対策センター	原子力規制庁
	・立入制限区域設定 ・遮へい ・放射能汚染の拡大防止・除去	・消防警戒区域の設定 ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・消火活動 ・救助・救急活動	・災害警戒本部の設置 ・関係省庁事故対策連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員	【特定事象の場合】 ・関係省庁事故対策連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員
		【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保(広報・避難誘導等)	・災害対策本部の設置	【原子力緊急事態に至った場合】 ・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置
被ばく者の発生	・被ばく者の応急措置 ・汚染検査・除染(関係者、周辺環境) ・汚染物の保管	・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施	・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置 ・緊急事態応急対策の実施(モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等) ・事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示
		【必要に応じ】 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	【必要に応じ】 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

(3) (略)

修 正 案

(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国
事故等の発生	・事故等発生時の通報	→ 消防本部	→ 警察 → 災害対策センター	【核燃料物質の場合】原子力規制庁
	・緊急措置 ・立入制限区域設定 ・消火・延焼防止 ・救出 ・避難等の危険時の措置 ・緊急時モニタリング	・施設データの確認 ・消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質事故対策会議の開催
放射線検出	・放射線測定結果の報告	→ 消防本部	→ 警察 → 災害対策センター	原子力規制庁
	・立入制限区域設定 ・遮へい ・放射能汚染の拡大防止・除去	・消防警戒区域の設定 ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・消火活動 ・救助・救急活動	・災害警戒本部の設置 ・関係省庁事故対策連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員	【特定事象の場合】 ・関係省庁事故対策連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員
		【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保(広報・避難誘導等)	・災害対策本部の設置	【原子力緊急事態に至った場合】 ・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置
被ばく傷病者等の発生	・被ばく傷病者等の応急措置 ・汚染検査・除染(関係者、周辺環境) ・汚染物の保管	・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施	・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置 ・緊急事態応急対策の実施(モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等) ・事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示
		【必要に応じ】 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	【必要に応じ】 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

(3) (略)

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      別図                      第1～第2 (略)                      第3 警戒本部組織図</p> <div data-bbox="212 678 1086 1284" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      別図                      第1～第2 (略)                      第3 警戒本部組織図</p> <div data-bbox="1198 678 2072 1284" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>
<p>第4 (略)                      第2節 (略)</p>	<p>第4 (略)                      第2節 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達</p> <p>(1) 原子力事業者からの通報</p> <p>事業者は、事故発生時に警察官又は海上保安官へ通報することとなっている(原災法、<u>放射線障害防止法</u>)。また、火災発生時には、消防吏員へ通報することとなっている(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、<u>放射線障害防止法施行規則</u>)。核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量検出された場合、事業者は国(原子力規制委員会)、県、市町へ通報することとなっている。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達</p> <p>(1) 原子力事業者からの通報</p> <p>事業者は、事故発生時に警察官又は海上保安官へ通報することとなっている(原災法、<u>放射性同位元素等規制法</u>)。また、火災発生時には、消防吏員へ通報することとなっている(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、<u>放射性同位元素等規制法施行規則</u>)。核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量検出された場合、事業者は国(原子力規制委員会)、県、市町へ通報することとなっている。</p> <p>3 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
4 支援要請			4 支援要請		
○市町から主な緊急対策支援要請			○市町から主な緊急対策支援要請		
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統
災害対策本部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← <u>朝日放送</u> ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM802 ← (FM C0・C0・L0)	災害対策本 部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← <u>朝日放送テレビ</u> ← <u>朝日放送ラジオ</u> ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM802 ← (FM C0・C0・L0)
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 無線系通信</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) NTT西日本無線通信設備等</p> <p>県等は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。</p> <p>① 孤立防止対策用衛星電話</p> <p><u>県内の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置している。</u></p> <p>② 防災相互無線の活用</p> <p>県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。</p> <p>③ 移動無線局の活用</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 無線系通信</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) NTT西日本無線通信設備等</p> <p>県等は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。</p> <p>① 防災相互無線の活用</p> <p>県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。</p> <p>② 移動無線局の活用</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第5節 民間事業者等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 民間事業者等への要請</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) バス事業者への要請</p> <p>県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は「<u>原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定</u>」に基づき、(公社)兵庫県バス協会へ協力を要請することとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第5節 民間事業者等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 民間事業者等への要請</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) バス事業者への要請</p> <p>県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は「<u>大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定</u>」に基づき、(公社)兵庫県バス協会へ協力を要請することとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第1款 災害広報の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部知事室、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、市町、その他関係機関〕</p> <p>第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 県における広報            (2) 広報の実施            ① (略)            ② 住民に対する広報            ア～エ (略)            オ 外国人県民に対する情報提供            県は、「ひょうごE (エマージェンシー) ネット」を活用し、<u>5</u>言語 (英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語) で災害情報・避難情報等の外国人県民に発信することとする。            3～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第1款 災害広報の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、市町、その他関係機関〕</p> <p>第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 県における広報            (2) 広報の実施            ① (略)            ② 住民に対する広報            ア～エ (略)            オ 外国人県民に対する情報提供            県は、「ひょうごE (エマージェンシー) ネット」を活用し、<u>12</u>言語 (英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語等) で災害情報・避難情報等の外国人県民に発信することとする。            3～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第2款 各種相談の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部知事室、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第2款 各種相談の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、市町〕</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第2節 モニタリング活動の実施            第1 (略)            第2 内容            1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表            (1) (略)            (2) <u>環境放射線等モニタリングの強化</u>            県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い（<u>環境放射線等モニタリングの強化</u>）、その調査結果を速やかに公表することとする。また、国、立地県及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集することとする。            県は、モニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合には、国や専門機関と連携してモニタリングカーなどの可搬型測定機器や県や各消防本部が所有する放射線測定器（サーベイメータ）等を活用して、環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。            県は、調査結果について、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供することとする。            (3) <u>複合災害等への対応</u>            災害等により、国のホームページによる公表がされない場合は、県は、<u>オフサイトセンター</u>へ情報提供を求めることとする。また、県は、県内のモニタリングポストの測定結果をとりまとめ、独自に公表するとともに、必要な防護措置をとるための資料とすることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第2節 モニタリング活動の実施            第1 (略)            第2 内容            1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表            (1) (略)            (2) <u>環境放射線のモニタリングの強化</u>            県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い（<u>環境放射線のモニタリングの強化</u>）、その調査結果を速やかに公表することとする。また、国、立地県及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集することとする。            県は、モニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合には、国や専門機関と連携してモニタリングカーなどの可搬型測定機器や県や各消防本部が所有する放射線測定器（サーベイメータ）等を活用して、環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。            県は、調査結果について、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供することとする。            (3) <u>複合災害等への対応</u>            災害等により、国のホームページによる公表がされない場合は、県は、<u>緊急時モニタリングセンター</u>へ情報提供を求めることとする。また、県は、県内のモニタリングポストの測定結果をとりまとめ、独自に公表するとともに、必要な防護措置をとるための資料とすることとする。</p>

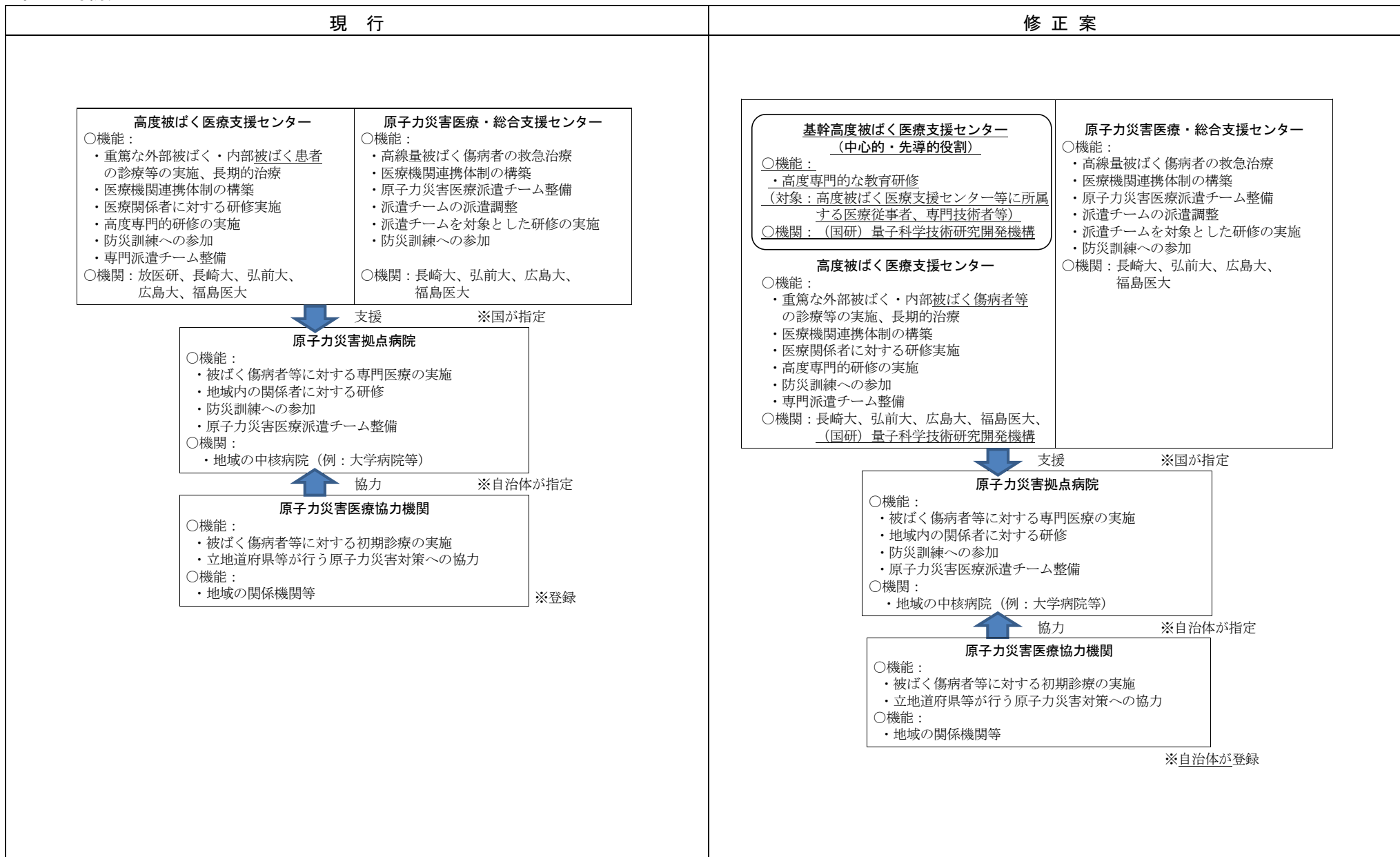


現 行	修 正 案																		
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施</p> <p>市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。</p> <p>また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、<u>市町長は当該地域の住民に対し、避難の指示を行うこととする。</u></p> <p>4 避難帯域時検査の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法</p> <p>【避難退域時検査における除染基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置</td> <td>β線：40,000cpm</td> <td rowspan="2"><u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u></td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β線：40,000cpm	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>	β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施</p> <p>市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。</p> <p>また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、<u>自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>4 避難帯域時検査の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法</p> <p>【避難退域時検査における除染基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置</td> <td>β線：40,000cpm</td> <td rowspan="2"><u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</u></td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β線：40,000cpm	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</u>	β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容																
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β線：40,000cpm	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>																
		β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】																	
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容																
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β線：40,000cpm	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</u>																
		β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																							
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第6節 医療及び健康相談の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動の実施</p> <p>【原子力災害医療の体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>役割</th> <th>主な医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度被ばく医療支援センター</td> <td>拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。</td> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療・総合支援センター</td> <td>平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</td> <td>国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学</td> </tr> <tr> <td>原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)</td> <td>原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。</td> <td>独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)</td> <td>原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。</td> <td>(京都府内) 市立福知山市民病院外15カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外12カ所 (岡山県内) 津山中央病院 (鳥取県内) 鳥取市立病院外12カ所</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療派遣チーム</td> <td>拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割	主な医療機関	高度被ばく医療支援センター	拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学	原子力災害医療・総合支援センター	平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学	原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院	原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	(京都府内) 市立福知山市民病院外15カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外12カ所 (岡山県内) 津山中央病院 (鳥取県内) 鳥取市立病院外12カ所	原子力災害医療派遣チーム	拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。		<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第6節 医療及び健康相談の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動の実施</p> <p>【原子力災害医療の体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>役割</th> <th>主な医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度被ばく医療支援センター</td> <td>拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。</td> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学</td> </tr> <tr> <td>基幹高度被ばく医療支援センター</td> <td>平時において、地域の中核となる医療従事者等や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な研修を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。</td> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療・総合支援センター</td> <td>平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</td> <td>国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学</td> </tr> <tr> <td>原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)</td> <td>原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。</td> <td>独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)</td> <td>原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。</td> <td>(京都府内) 市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外14カ所 (鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療派遣チーム</td> <td>拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割	主な医療機関	高度被ばく医療支援センター	拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学	基幹高度被ばく医療支援センター	平時において、地域の中核となる医療従事者等や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な研修を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	原子力災害医療・総合支援センター	平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学	原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院	原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	(京都府内) 市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外14カ所 (鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所	原子力災害医療派遣チーム	拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。	
名称	役割	主な医療機関																																						
高度被ばく医療支援センター	拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学																																						
原子力災害医療・総合支援センター	平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学																																						
原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院																																						
原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	(京都府内) 市立福知山市民病院外15カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外12カ所 (岡山県内) 津山中央病院 (鳥取県内) 鳥取市立病院外12カ所																																						
原子力災害医療派遣チーム	拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。																																							
名称	役割	主な医療機関																																						
高度被ばく医療支援センター	拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学																																						
基幹高度被ばく医療支援センター	平時において、地域の中核となる医療従事者等や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な研修を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構																																						
原子力災害医療・総合支援センター	平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学																																						
原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院																																						
原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	(京都府内) 市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外14カ所 (鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所																																						
原子力災害医療派遣チーム	拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。																																							

原子力等防災計画



原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 飲食物の出荷制限、摂取制限            県は、国の指示等があったとき、及び県が実施した検査の結果等により、国が示す指標等を超え、地域的な広がり確認された場合には、地域・品目を限定して飲食物の出荷制限を行うこととする。また、著しい高濃度が確認された場合は、国の指導・助言等に基づき、又は独自の判断で摂取制限を行うこととする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 飲食物の出荷制限、摂取制限            県は、国の指示及び要請に基づき、又は独自の判断により実施した放射性核種濃度測定の結果が食品衛生法に基づく指標等を超え、地域的な広がり確認された場合には、地域・品目を限定して飲食物の出荷制限を行うこととする。また、スクリーニング基準を踏まえて実施した飲食物中の放射性核種濃度測定結果が、OIL6の基準を超えた場合には、摂取制限を行うこととする。</p> <p>4～7 (略)</p>

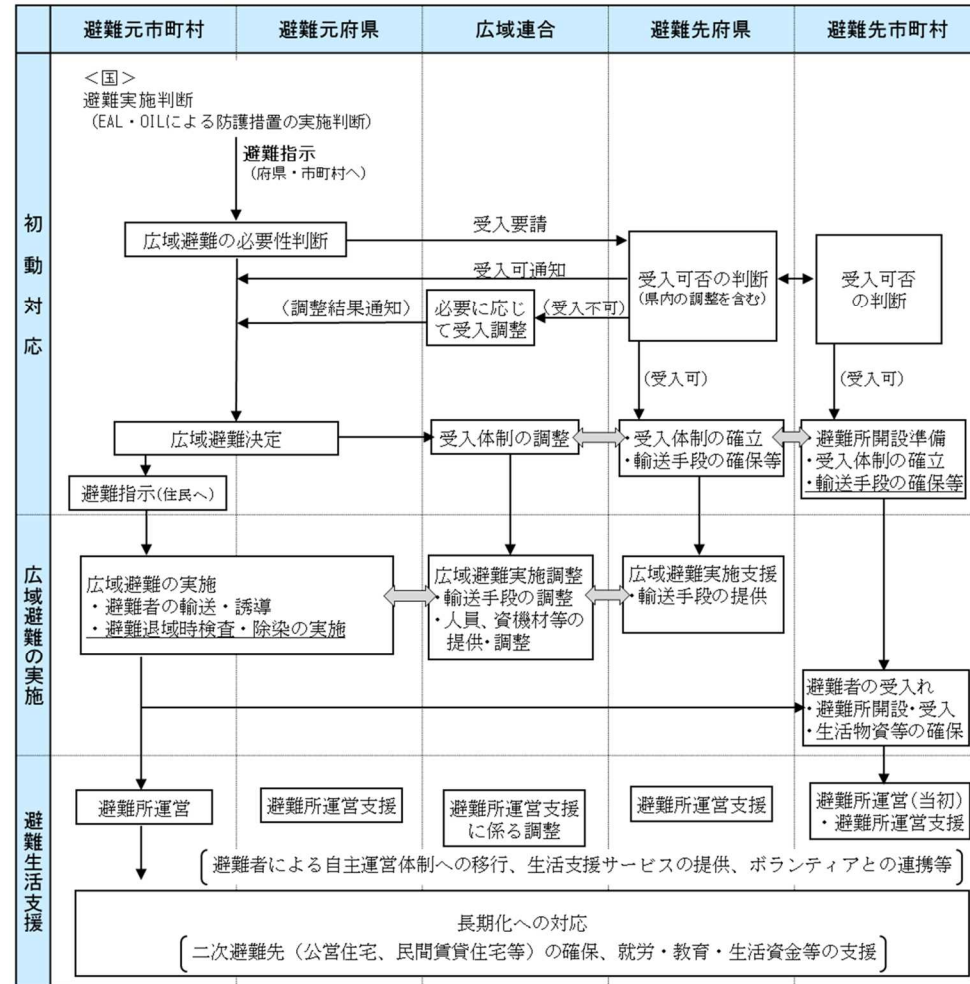
原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第8節 県外からの避難者の受入れ            第1 (略)            第2 内容</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>2 受入ができない場合</p> <p>(1) 県内での調整</p> <p>市町は、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告することとする。</p> <p>県は、市町が計画通りの受入が困難な場合、県内の他の市町における受入を調整することとする。</p> <p>(2) 県外での調整</p> <p>県は、県内での受入の調整が困難であるときは、国及び避難元府県へ連絡するとともに、関西広域連合に対して県外の受入調整を要請することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第8節 県外からの避難者の受入れ            第1 (略)            第2 内容</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>※避難等の実施方針等について、関係者の情報共有、相互協力のための調整を行う場。</p> <p>2 避難ができない場合</p> <p>(1) 県内での調整</p> <p>市町は、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告することとする。</p> <p>県は、市町が計画通りの受入が困難な場合、県内の他の市町における受入を調整することとする。</p> <p>(2) 県外での調整</p> <p>県は、県内での受入の調整が困難であるときは、国及び避難元府県へ連絡するとともに、関西広域連合に対して県外の受入調整を要請することとする。</p>

原子力等防災計画

現 行

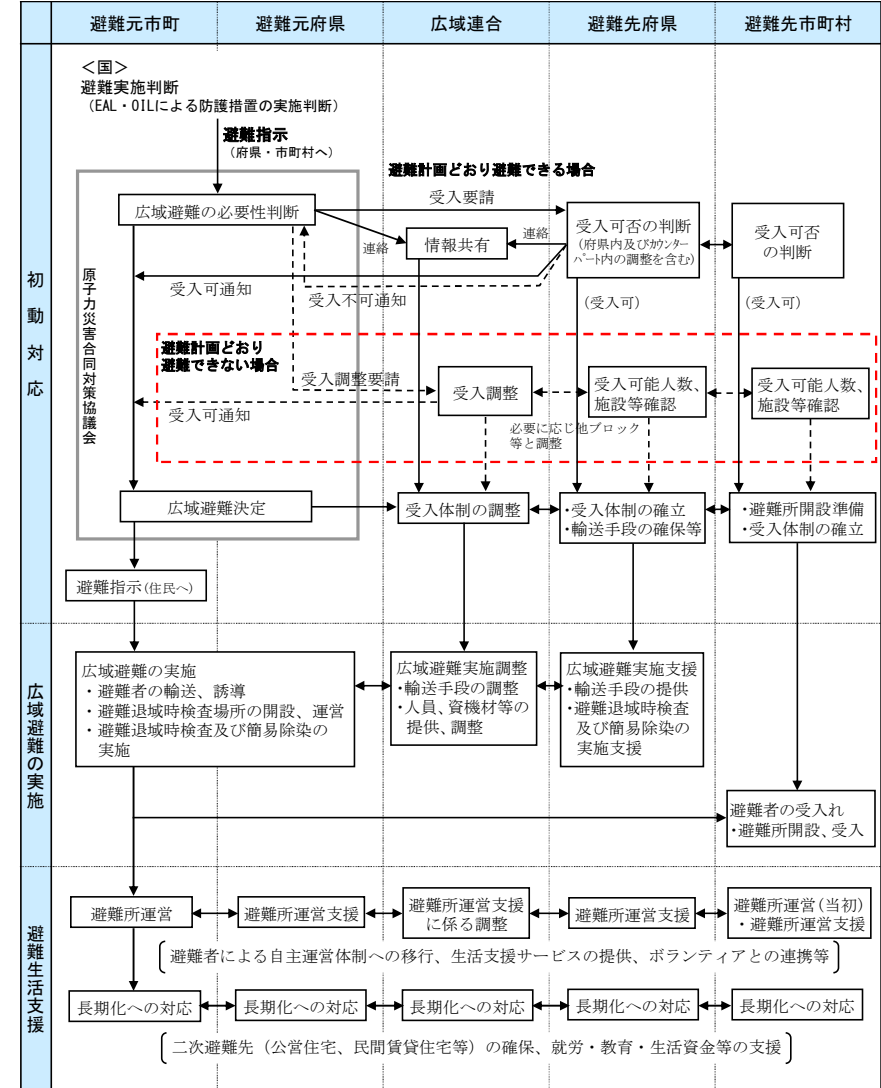
<広域避難調整・実施フロー>



第9節 (略)

修 正 案

<広域避難調整・実施フロー>



第9節 (略)

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応            第1 (略)            第2 内容            1 管理下でない放射性物質の発見  <b>【確認・連絡すべき事項】</b></p> <div data-bbox="174 539 1128 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発見場所</li> <li>② 連絡担当者の氏名／連絡先</li> <li>③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）</li> <li>④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）</li> <li>⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）</li> <li>⑥ 放射性物質の所有経緯</li> <li>⑦ <u>放射線障害防止法</u>や原子炉等規制法の許可等の有無</li> <li>⑧ 他機関への連絡の有無</li> </ul> </div>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な応急活動の展開            第8節 県外からの避難者の受入れ            第1 (略)            第2 内容            1 管理下でない放射性物質の発見  <b>【確認・連絡すべき事項】</b></p> <div data-bbox="1191 539 2145 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発見場所</li> <li>② 連絡担当者の氏名／連絡先</li> <li>③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）</li> <li>④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）</li> <li>⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）</li> <li>⑥ 放射性物質の所有経緯</li> <li>⑦ <u>放射性同位元素等規制法</u>や原子炉等規制法の許可等の有無</li> <li>⑧ 他機関への連絡の有無</li> </ul> </div>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核燃料物質使用者は、核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(核燃料物質の使用等に関する規則第8条)</li> <li>○ 放射性同位元素事業者は、放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(放射線障害防止法施行規則第29条第1項第4号)</li> </ul> </div> <p>第2節 環境放射線等モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害後に実施する環境放射線等モニタリングについて定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線等モニタリングの実施</p> <p>県は、事故収束後も環境放射線等モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。</p> <p>県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常時における環境放射線等モニタリングに移行することとする。</p> <p>2 結果の公表</p> <p>県その他関係機関は、環境放射線等モニタリングの結果を速やかに公表することとする。</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核燃料物質使用者は、核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(核燃料物質の使用等に関する規則第8条)</li> <li>○ 放射性同位元素事業者は、放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(放射性同位元素等規制法施行規則第29条第1項第4号)</li> </ul> </div> <p>第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害後に実施する環境放射線のモニタリングについて定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線のモニタリングの実施</p> <p>県は、事故収束後も環境放射線のモニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。</p> <p>県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常時における環境放射線のモニタリングに移行することとする。</p> <p>2 結果の公表</p> <p>県その他関係機関は、環境放射線のモニタリングの結果を速やかに公表することとする。</p>



原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3節 各種制限措置の解除                      [実施機関：県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>]</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	<p>第3節 各種制限措置の解除                      [実施機関：県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、<u>県農政環境部農林水産局</u>]</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	
参考 原子力防災用語解説		参考 原子力防災用語解説	
原子力災害医療	原子力災害により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。
PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径5kmの区域。	PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径5kmの区域。
UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。	UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	
<p>別表 緊急事態区分及びEAL 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る<u>原子炉施設</u>（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>		<p>別表 緊急事態区分及びEAL 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	
区 分	EAL（緊急時活動レベル）	区 分	EAL（緊急時活動レベル）
警 戒 事 態	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ わが国統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	警 戒 事 態	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ わが国統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
	防護措置の概要		防護措置の概要
	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>		<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
施設敷地緊急事態	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	施設敷地緊急事態	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

原子力等防災計画

現 行		修 正 案		
区 分	EAL（緊急時活動レベル）	区 分	EAL（緊急時活動レベル）	
全 面 緊 急 事 態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	防 護 措 置 の 概 要	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	防 護 措 置 の 概 要
	② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。		② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	
	③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。		③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	
	④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。		④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
	⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。		⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	
	⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。		⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
	⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。		⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	
	⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。		⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	
	⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。		⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
	⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
	⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。		⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
	⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。		⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
	⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。		⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

